

第2節

日本の国際協力
(ODAと地球規模の課題への取組)

総論

〈ODAの戦略的活用と開発協力大綱〉

2014年は、日本が戦後間もない1954年にコロンボ・プランに加盟し、政府開発援助（ODA）を開始してから60年に当たる節目の年であった。日本のODAは、この間、国際社会の平和と安定や繁栄、ひいては日本自身の安全と繁栄に多大な貢献を行ってきた。この60年にわたる日本のODAの歩みを引き続き堅持しつつ、日本及び国際社会の様々な変化を踏まえ、2015年2月、政府は日本のODA政策の基本文書であるODA大綱を見直し、新たに「開発協力大綱」を策定した。

60年にわたる日本のODAは、国際社会の責任ある国家として、国際社会の抱える課題の解決に非軍事的協力を通じて真摯に取り組む、日本の国としての在り方を体現するものである。また、相互依存をますます深めつつある現在の国際社会において、平和で安定し繁栄する国際社会を構築し、そうした取組により日本と国際社会の様々な主体との間で強固かつ互恵的な関係を構築していくことは、日本自身の平和と安定や繁栄を確かなものとする上でも不可欠である。

ODAにより開発途上国の開発に貢献することは、開発途上国の活力を取り込むことを通じた日本経済の活性化にもつながる。「インフラシステム輸出戦略」（2014年6月改定）

でも、日本企業の海外展開を支援する上でODAを戦略的に活用していくこととされている。外務省では、「経協インフラ戦略会議」（2013年3月設置）などの場も活用して、関係省庁などとも連携した取組を展開している。さらに、2014年は、西アフリカにおいて発生したエボラ出血熱の流行や中東におけるISIL（イラクとレバントのイスラム国）などによる国内避難民や難民などの発生を始めとする人道危機等、深刻な事態に直面し、真に支援を必要としている一人ひとりを支える上でODAの重要性を改めて認識させる年でもあった。日本のODAの特色の1つである人間の安全保障の考え方は、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きていくことができるように協力するというものである。この考えは、人間の持つ崇高な理念に関わる日本の開発協力の指導理念として、新たな「開発協力大綱」においても一層明確に位置付けられている。

〈地球規模の課題への取組〉

グローバル化により、経済・社会が地球規模で劇的に発展する一方、多様な脅威が国境を越えて人間の安全保障を脅かしている。紛争・テロ、災害、気候変動などの地球環境問題、感染症を含む国際保健課題、人身取引・難民問題・労働問題、経済危機といった課題

は、一国のみで対処できる問題ではない。人間の安全保障を念頭に、国際社会が協力しなければならない。特に、2015年は、こうした地球規模の諸課題にとって新しい枠組みの策定が予定される節目の年であり、国際社会がそのような枠組み作りに成功できるかが試されている。

2014年は、各分野で、2015年の枠組み策定に向けた議論が進展した年であった。

災害多発国として日本が経験や知見を有する防災については、2015年3月に仙台市で第3回国連防災世界会議が開催される。同会議に向けて、新しい国際防災指針であるポスト兵庫行動枠組みの交渉が開始され、会議ホスト国、防災先進国として、日本が議論をリードした。

また、2015年はミレニアム開発目標（MDGs）の達成期限であり、2015年より先の国際開発目標（ポスト2015年開発アジェンダ）の策定に向けた議論が進展している。目標に加えて、それをどう実施するかの手段も課題である。また、持続可能な開発への関心が高まる中、2014年11月に開催された持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議のホスト国を務めるなど、日本の経験や知見を生かしながら議論に貢献している。保健分野の議論では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の主流化について、着実に成果が出ている。

気候変動分野では、2015年末に、全ての国に適用される新たな国際枠組みについての合意期限を迎える。2014年9月にニューヨーク（米国）で国連気候サミットが開催された際、安倍総理大臣が開発途上国の適応能力の構築への包括的な支援を発表した。このほ

か、同年11月には、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する緑の気候基金（GCF）に対する最大15億米ドルの拠出を発表した。

国際的議論へのこうした積極的な参画は、日本の考えが反映された国際枠組みを構築するためにも重要である。日本は、各国、国際機関、市民社会などと協力しながら、人間の安全保障を推進し、地球規模課題の解決に積極的に取り組んでいる。

地球温暖化による北極圏の環境変化を受け、北極海航路の利活用や資源開発といった新たな可能性と同時に、温暖化の加速化や脆弱な自然環境に与える影響などが指摘され、北極についての国際的な議論が高まりつつある。日本は、2013年5月に、北極評議会（AC）のオブザーバー資格を取得し、これまでに蓄積した科学的知見などを活用して一層積極的にACの活動に貢献している。また、AC以外の二国間や多国間の場においても、北極についての日本の考え方や取組を積極的に発信している。

〈科学技術外交〉

科学技術は、経済・社会の発展を支え、また、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、日本の優れた科学技術に対する国際社会の関心と期待は高い。「科学技術外交」を通じて各国との関係を増進し、協調しながら、日本は、国際社会の平和と安定、様々な地球規模の課題の解決、さらに日本と世界の科学技術の発展に貢献している。また、科学技術立国としての発信を通じ、日本のソフトパワー増進にも取り組んでいる。

各論

1 政府開発援助（ODA）

(1) ODA大綱の見直しとODAの現状

ア ODA大綱の見直し

2015年2月、12年ぶりとなる政府開発援助（ODA）大綱の見直しが行われ、新たに「開発協力大綱」が閣議決定された。見直しに当たっては、広く国民の声を聞くことを重視し、全国各地で実施した意見交換会を含め、様々な場を通じて寄せられた非政府組織（NGO）、経済界、学界などからの意見を十分に考慮した。

2014年3月に岸田外務大臣が大綱見直しを行うことを発表した後、薬師寺泰蔵慶應義塾大学名誉教授を座長とする「ODA大綱見直しに関する有識者懇談会」を設置し、6月には同懇談会から報告書が提出された。10月末、同報告書に基づいた新大綱政府案を発表し、パブリック・コメント、全国各地で実施した公聴会を経て、最終的に新大綱を決定した。

新大綱では、まず、現下の国際社会の状況についての認識を示している。これからのODAは、グローバル化に伴う課題やリスクの増大、開発途上国間の多様化、多極化に伴う開発課題の複雑化、開発協力の新たな供与国として存在感を増す新興国、開発途上国に流入するODAの約2.5倍に達する民間資金といった新たな国際環境を考慮しなければならない。

こうした認識に基づき、今回の見直しにおいては、大綱の名称も「開発協力大綱」と変更した。これは、日本と開発途上国が、前者が後者に一方的に「援助」を行うという垂直的關係ではなく、対等なパートナーシップによる互惠的「協力」を目指すべきである、と



岸田外務大臣によるODA政策スピーチ「進化するODA ～世界と日本の未来のために～」(3月28日、東京)

いう考え方によるものである。また、民間資金などODA以外による様々な活動との連携強化や対象や課題の観点から協力のスコープを拡大するといったこれからのあり方を端的に表すものである。

その上で、新大綱においては、日本の開発協力の60年の歴史の中で培われた哲学を踏まえ、(ア)非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、(イ)人間の安全保障の推進、(ウ)自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的發展に向けた協力の3点を基本方針として定め、これらの方針を発展させていく姿勢を示している。

また、基本方針に続き、(ア)「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、(イ)普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、(ウ)地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築の3項目を重点課題として、開発協力を推進していくことを示した。

実施上の原則としては、戦略性の強化などの効果的・効率的な開発協力の推進のための原則と、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避、女性の参画の促進など開発協力の適

正性の確保のために必要な諸原則を掲げた。

実施体制については、中小企業を含む民間企業、地方自治体、大学・研究機関、国際機関、NGOなど、多様な主体との連携を明記した。

今後、新大綱の下で、より一層戦略的・効果的な開発協力を実施していく。

1 国際協力重点方針

日本を取り巻く情勢の変化に対応し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を推進していく上で、最も重要な外交手段の1つであるODAの意義は一層高まっている。2014年「国際協力重点方針」に記載された以下の3つの柱の下で、ODAを戦略的・効果的に展開している。

(ア) 日本にとって好ましい国際環境を作るためのODA

自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する国の安定成長と日本との関係強化を図るとともに、これらの価値に基づく秩序形成に向けた法制度整備支援や安定化支援などを行う。また、平和構築、テロ対策、海上保安能力強化、シーレーンの安全確保に向けた支援などを通じ、国際社会の平和と安定に積極的に貢献する。

(イ) 新興国・開発途上国と日本が共に成長するODA

「日本再興戦略」などを踏まえ、新興国・



北九州市のカンボジア技術協力プロジェクト

開発途上国の開発に貢献し、これらの国の活力を日本に取り込むことを目的にODAを戦略的に展開する。また、中小企業を含む日本企業・地方自治体などが有する優れた技術・知見を活用しつつ、日本の制度・システムの普及を図るとともに、ビジネス環境整備に資する支援を行う。

(ウ) 人間の安全保障を推進し、日本への信頼を強化するODA

人間一人ひとりに着目し、その保護と能力強化を図る人間の安全保障の理念に基づき、貧困削減と包摂的成長の実現、ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた支援などを行う。特に、防災対策・災害復旧支援、国際保健外交戦略に基づくユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進、女性のエンパワーメントなどの分野において、日本らしい支援を行い、日本への信頼を強化するとともに日本のプレゼンスの拡大につなげる。

(2) 日本のODA実績と主な地域への取組

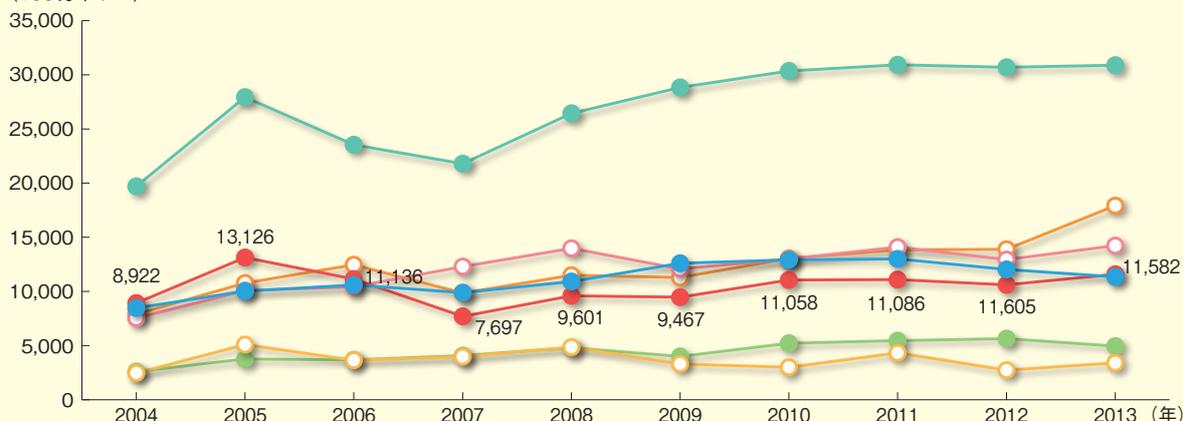
ア 日本のODA実績

2013年の日本のODA実績は、支出総額ベースで対前年比20.7%増の約225.3億米ドルとなった。これは経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）加盟国中では、

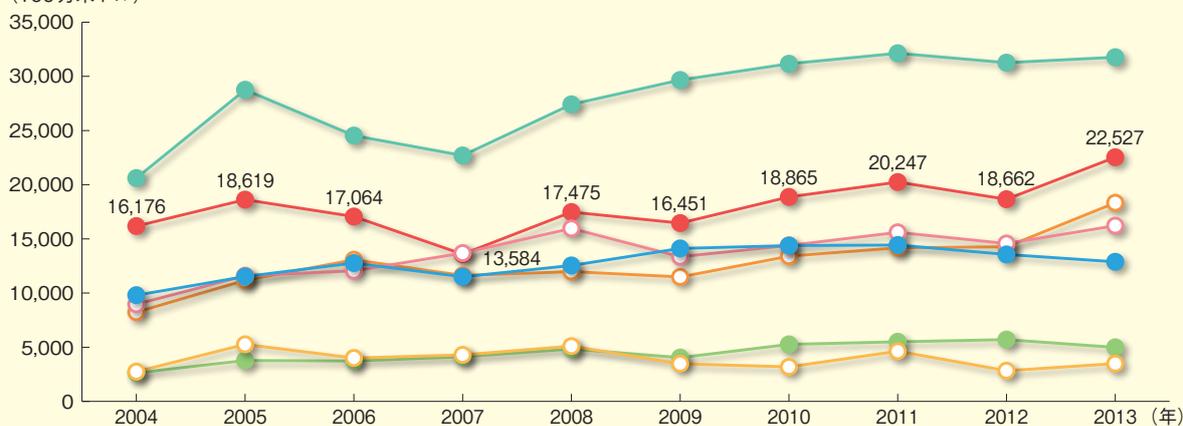
米国に次いで第2位である。また、国際比較において通常用いられている支出純額ベースでは対前年比9.2%増の115.8億米ドルとなり、米国、英国、ドイツに次ぐ第4位である。なお、支出純額ベースでの対国民総所得（GNI）

主要援助国のODA援助実績

支出純額ベース
(100万米ドル)



支出総額ベース
(100万米ドル)



比は0.23%となり、DAC加盟28か国中18位となっている。

1 主な地域への取組

(ア) アジア

東アジア地域は、政治・経済・文化などあらゆる面で日本と密接な関係にあり、日本の平和、安全及び繁栄にとっての重要性も高い。日本は同地域を重点的に支援しており、2013年の二国間ODA総額に占める同地域の割合は約50%に上る。

ASEAN諸国に対しては、2013年12月の日・ASEAN特別首脳会議において、2015年の共同体構築に向けた連結性の強化、格差是正を柱として、5年間で2兆円規模のODAによる支援を表明し、インフラ整備や人材育成

などを支援している。メコン地域については、2012年の日・メコン首脳会議で採択された「東京戦略2012」を着実に実施しており、2013年度から3年間で6,000億円との目標に対し、2014年11月時点で、既に5,000億円以上の支援を達成した。このうち、日本の支援が本格化しているミャンマーに対しては、少数民族支援を含む民生向上・貧困削減、人材育成・制度整備、持続的発展のためのインフラ整備を優先分野とし、民主化・国民和解や持続的発展に向けた幅広い分野における改革努力を後押ししている。

また、アジアを始めとする世界の膨大なインフラ需要に適切に対応していくため、2014年11月のAPEC首脳会議、日・ASEAN首脳会議やG20首脳会議などにおいて、安倍総

理大臣は、持続可能な「質の高い成長」の実現に向け、質の高いインフラ整備支援を強化する方針を表明した。これは、民間部門を含む効率的な資金動員、環境や社会面への配慮、能力構築・人材育成を重視するアプローチにより、雇用創出や社会サービスへのアクセス改善等を通じた一人ひとりへの裨益^{ひえき}、災害への備えや環境との調和、能力構築に資する「人間中心の投資」を推進するものである。

南アジア地域は、経済が発展する一方、依然としてインフラの未整備や貧困などの課題を抱えている。日本は、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障も念頭に、ODAを通じ、こうした課題克服に向けた様々な支援を行っている。インドに対しては、2014年1月の首脳会談で、総額約2,000億円の円借款供与の決定を、また9月の首脳会談では、インドの発展の支援のため、官民の取組により今後5年間で、ODAを含む3.5兆円規模の投融資の実現に向け努力することを表明した。バングラデシュに対しては、5月と9月の首脳会談において、概ね4年から5年を目途に、最大6,000億円の支援を実施する意図を表明し、「ベンガル湾産業成長地帯（The Bay of Bengal Industrial Growth Belt (BIG-B)）」イニシアティブの下、協力を進めていくことを確認した。スリランカに対しては、9月の首脳会談で、中進国への発展や海上保安能力の強化、国民和解の実現への努力を支援することを確認した。

（イ）中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約180万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、近年の安定成長の下、約6兆米ドルに達する域内総生産を有する有望な新興市場である。

一方で、国内における所得格差や農村・山岳部の貧困などの課題を抱えている国が少なくない。また、自然災害に対する脆弱性が高く、環境・気候変動、防災分野での取組も課題となっている。日本は、中南米各国の特殊性も勘案した上で、各国によるこうした課題への取組を支援するなど、様々な協力を行っている。

2014年7月末から8月初旬に、安倍総理大臣がメキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリやブラジルを訪問し、各国で具体的な支援策を表明した。特に、トリニダード・トバゴでは、カリブ共同体諸国が抱える小島嶼国特有の脆弱性^{とうしょ}を踏まえ、一人当たりの所得水準とは異なる観点から支援が重要との認識を示し、今後の協力のために調査を実施すると表明した。また、ブラジルでは、中南米において日系人の存在が日本人の信用を高めているとし、日本と日系社会との関係を強化するための様々な施策を講じていく意向を表明した。

（ウ）中東

中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、世界の安定にとって重要である。日本は、エネルギー安全保障の観点も踏まえ、同地域を積極的に支援している。シリアで760万人の国内避難民や330万人を超える難民が発生している深刻な人道状況を受け、日本は、これまでに4億米ドル以上のシリアや周辺国への人道支援を実施している。支援の実施に当たっては、人間の安全保障の理念に則り、教育、水、保健・衛生分野を始めとして、女性や子供などの脆弱な立場に置かれやすい人々にも配慮している。

イラクに関しては、2003年のイラク支援国会合で公約した総額50億米ドルの復興資金協力を、2012年5月までに達成した。また、

2013年度までにイラク人研修生約6,000人を受け入れた。現在は、同国の自立発展を実現するための支援を続けている。

さらに、日本を始めとする国際社会は、アフガニスタンを再びテロの温床としないよう、同国の自立と地域の安定に向けた国づくりを支援している。2001年から2014年12月までの日本の支援実績は、治安維持能力の向上、反政府武装勢力の社会への再統合、持続可能な開発のための支援の3分野を中心に総額約55億米ドルに達している。

(エ) アフリカ

サブサハラ・アフリカは、依然として深刻な貧困問題に直面している。一方、同地域は、豊富な天然資源や観光資源に恵まれ、人口増加も背景に経済成長率も2001年から2010年までの平均で5.8%を記録しており、将来的な輸入先、市場及び製造拠点として注目されつつある。

日本は2013年の第5回アフリカ開発会議(TICAD V)で表明したODA約1.4兆円を含む官民による最大約3.2兆円の出組の着実な実施に努めている。2014年5月にカメルーンで開催された第1回TICAD V閣僚会合では、

過去1年でODA総額約3,400億円やその他の支援約2,000億円を既に実施したと報告した。また、9月にニューヨークで開催された第2回日・アフリカ地域経済共同体(RECs)議長国首脳会合では、5年間で約6,500億円の公的資金によるインフラ整備支援について、1年半で約2,300億円の取組を実施していると報告した。今後も、TICAD Vのフォローアップを含むTICADプロセスを通じ、日アフリカ関係の一層の強化に努めていく。

また、日本は、西アフリカにおけるエボラ出血熱流行の初期段階から、切れ目ない支援を行っている。二国間で又は国際機関などを通じ、個人防護具の供与を含む総額5,000万米ドル以上の緊急人道支援を実施しているほか、世界保健機関(WHO)を通じて専門家を派遣している。11月には、これに加えて、新たに最大1億米ドルの支援を行うことを表明した。また、日本は、全ての人が基礎的な保健医療サービスを受用できる保健システム構築のための「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」を推進している。今後は、UHCに基づき、西アフリカの保健システムの再構築にも中長期的に取り組んでいく。

(3) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

ODAの実施に当たっては、国民への情報公開を積極的に進めるとともに、案件の計画、実施、案件終了後の評価、その後のフォローアップの各段階で透明性を確保し、効率的で効果的な援助とすることが極めて重要である。このため、以下のような取組を行っている。

ア 適正なODA実施のための取組

開発協力適正会議を設置し、無償資金協

力、有償資金協力や技術協力の新規案件形成のための調査実施に先立ち、外部有識者と外務省・JICAの担当部署との間で調査内容などについて意見交換を行い、ODA事業のより一層の効果的な実施と透明性の向上を図っている。

また、ODAは、国民の税金を原資としており、ODA事業に関連して不正行為が行われることは、援助の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODA事業に対する国

民の信頼を損なうものであり、絶対に許されない。残念ながら2014年にはODAをめぐる不正・腐敗の事案が発生したため、外務省とJICAは、不正情報窓口の強化や、不正に関与した企業に対する措置の強化を決めた。

1 効果的なODA実施のための取組

被援助国の課題やニーズを踏まえて、効果的で効率的な援助を行うため、国別援助方針を策定している。原則として全ての援助対象国について策定することとしており、2014年12月現在、106か国の方針を策定している。

また、被援助国との協議などを通じて特定の開発課題の解決に向けた目標を設定した上で、その目標達成に必要な具体的なODA案件を導き出していくプログラム・アプローチの強化に取り組んでいる。

なお、PDCAサイクル強化の観点からプロジェクト型無償資金協力を体系的数値目標を導入したことが、6月の行政改革推進会議において事業改善のグッドプラクティスの1つとして評価された。

2014年7月にDACが発表した日本の開発協力相互レビューにおいては、明確なビジョン、防災や保健分野などでのリーダーシップ、多様なスキームの活用、三角協力の取組などが高く評価された。一方、今後の課題として、ODAの増額、開発に関する国内の意識向上と参画の拡大などの必要性が指摘され

た。

ウ ODAに関する情報公開の推進に向けた取組

ODAの質を高めるためには、ODAの評価から得られた知見を次の政策立案や事業実施に活かしていく必要がある。外務省は、外部有識者による評価を実施しており、その評価結果を関係者間で共有し、活用している。また、事業の透明性を高める観点から、JICA事業について、JICAのホームページ上の「ODA 見える化サイト」で、案件の現状や成果などを公表している。同サイトには、2014年12月末時点で、合計2,960件の案件が掲載されている。

ODAの実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、効果的な情報の発信と国民の理解促進に努めている。2014年は、日本がODAを開始してから60周年の節目の年であった。これを機に10月に東京で開催した日本最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN2014」や、11月に東京で開催した「国際協力60周年記念シンポジウム」を始め、幅広い層の人々に届くことを目指す広報を実施した。2014年の外交に関する世論調査（内閣府実施）では、2011年の前回調査と比較して、開発協力を積極的に進めるべきとの回答が増加した。今後とも、積極的な情報提供に努めていく。

特集 国際協力 60 周年

1. 60年の国際協力は、世界への「恩送り」

1954年。戦後間もない日本は、コロンボ・プラン¹への加盟を通じて、国際協力への第一歩を踏み出しました。以来60年間、自助努力支援、持続的経済成長、人間の安全保障という3つの特色の下、約190か国・地域に、約42兆円の支援を行い、約13万6,000人の専門家と約4万7,000人のボランティアを派遣し、約54万人の研修員を受け入れてきました。

その一方で、忘れてはならないのは、今では援助大国となった日本もかつては世界銀行（WB）を始めとして国際社会から支援を受けていたという事実です。2014年に50周年を迎えた東海道新幹線を始め、東名・名神高速道路、「黒四ダム」など、私たちの生活の基盤を支えるインフラは、世界からの融資を元に作られました。この融資を日本が全て返却し終わったのは、1990年というまだ最近のことです。

日本には古くから、誰かから受けた恩をその人ではなく別の人に送ることで、社会全体が恩恵するという「恩送り」という言葉があります。今も日本が続けている支援は、この「恩送り」の実践といえるでしょう。

こうした真摯な国際貢献の姿勢もあり、2014年3月に実施したASEAN諸国での世論調査では、最も多くの人々が信頼できる国として日本を挙げ、9割近くの人々が日本の経済・技術協力は自国の発展に役立ったと考えているとの結果になりました。日本はこれからもODAを外交の重要な手段として活用していきます。



富士山をバックに走る東海道新幹線

2. 日本の国際協力はこんなところにも

インド洋に浮かぶモルディブ共和国は、2004年、スマトラ沖地震で発生した津波に襲われました。このとき被害を最小限に食い止めたのが、日本の支援で整備された護岸。さらに、日本はいち早く漁業や農業、地方行政分野などで復興事業を支援し、港湾・下水道などのインフラ復旧も行いました。

2011年の東日本大震災では、多くの開発途上国を含む世界の160以上の国・地域から支援が日本に寄せられました。モルディブからもツナ缶約70万缶の寄付、首都マレの市民2万人が参加した被災者支援のウォーキング大会の開催、義援金を募る24時間テレビの放映など様々な支援と連帯が寄せられ、心温まるつながりを再確認することとなりました。



津波からマレ市民を守った、日本のODAの防波堤（写真提供：塚本真喜/JICA）

¹ アジア太平洋地域の国々の経済社会発展を支援する国際機関で、1951年に活動を開始した。日本も加盟国として、1955年から研修員受け入れや専門家の派遣といった技術協力を行った。

2 地球規模の課題への取組

(1) ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダ

ミレニアム開発目標（MDGs）は、2015年までに国際社会が貧困削減、保健、教育などの開発分野において達成すべき、世界共通の目標である。具体的な数値目標とその達成期限を定めたMDGsは、開発分野の羅針盤と言える。MDGs達成のため、日本は国際社会での議論や取組をリードしている。

2015年9月には、2015年より先の国際開発目標（ポスト2015年開発アジェンダ）が採択される。ポスト2015年開発アジェンダは、MDGsの教訓や経験を活かしつつ、国際社会の変化を考慮し、新たな課題に対処できる枠組みとする必要がある。人間の安全保障の理念に基づき、保健や防災といった日本の強みを活かし、新興国、NGO、民間セクターなどが協力する枠組みにすべく、日本は議論に積極的に貢献している。

例えば、2014年5月にヤウンデ（カメルーン）で開催された第1回TICAD V閣僚会合において、岸田外務大臣は、人間の安全保障を推進する開発の3つの要素として包摂性、持続可能性、強靱性が不可欠であるとの考えを提唱した。7月には三ツ矢外務副大臣が国連経済社会理事会（於：ニューヨーク（米国））で、特に都市開発と防災の重要性に触れる形で日本の考えを発信した。

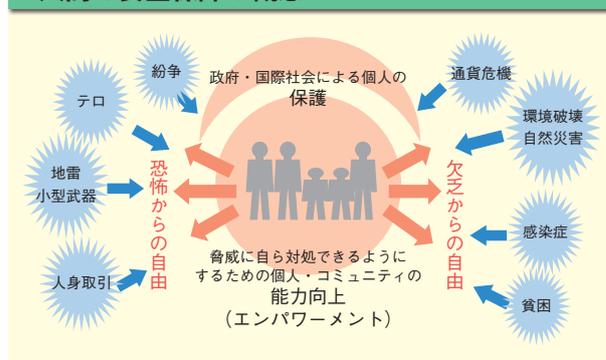
また、2013年3月から13回にわたり国連「持続可能な開発目標（SDGs）オープン・ワーキング・グループ」の会合が開催され、2014年7月、ポスト2015年開発アジェンダの主要な基盤となるSDGs報告書がまとめられ、17のゴールとその下の169のターゲットが提案された。8月には、国連「持続可能な開発のための資金に関する政府間専門家委員

会」の報告書が提出された。これらのプロセスには日本もメンバーとして積極的に参加し、議論に貢献した。

ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、人間一人ひとりを保護するとともに、自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会づくりを進める考え方である。日本は、人間の安全保障を外交の柱の1つと位置付け、国連などにおける議論や日本のイニシアティブにより国連に設置された人間の安全保障基金の活用、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、10年以上にわたって、この概念の普及と実践に努めてきた。ポスト2015年開発アジェンダの策定に向けた議論においても、人間中心のアジェンダが重要であるとの認識が共有され、人間の安全保障の考え方が反映されている。

人間の安全保障の概念



イ 防災分野の取組

世界で毎年2億人が被災（犠牲者の9割が開発途上国の市民）し、自然災害による経済的損失が年平均1,000億米ドルを超えることから、防災の取組は貧困撲滅と持続可能な開

発の実現にとって不可欠である。多数の災害の経験を有する日本は、防災分野で積極的な国際協力を実施している。日本が持続可能な開発における重要性を積極的に主張したこともあり、SDGs報告書では、防災に関するターゲットが複数含まれている。また、7月に東京にて、クラーク国連開発計画（UNDP）総裁の出席も得てUNDPの人間開発報告書の国際公式発表が行われた。安倍総理大臣は、この人間開発報告書のテーマである強靭性の構築に向けて、UNDPを始めとする国際機関や国際社会と連携し、防災分野などで積極的に貢献していくと強調した。9月の国連気候サミット（於：ニューヨーク（米国））では、安倍総理大臣が強靭性セッションの共同議長を務め、冒頭発言で日本の国際防災協力を紹介し、第3回国連防災世界会議の成功に向けた各国の協力を呼びかけた。

2015年3月に仙台市で開催される第3回国連防災世界会議¹の機会も利用し、これまでの災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災を取り入れる防災の主流化を引き続き推進する考えである。

ウ 教育分野の取組

教育分野では、「日本の教育協力政策2011-2015」に基づき、少なくとも700万人（延べ2,500万人）の子供に質の高い教育環境を提供する取組を実施しており、MDGsと万人のための教育（EFA）ダカール目標²の達成に向けて貢献している。また、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）理事会などの教育支援関連会合やEFAダカール目



国連気候サミット強靭性セッションで共同議長を務める安倍総理大臣（9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

標の後継目標であるポスト2015年教育アジェンダ策定に向けた国際的な議論にも積極的に参加している。

エ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国の農業・農村開発を支援している。特に2014年は、G20開発作業部会において、フランスと共に食料安全保障分野の共同ファシリテーターを務めた。

オ 水と衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水と衛生分野でのトップドナーであり、日本の経験、知見、技術を生かした質の高い支援を実施している。国際社会での議論も積極的に推進し、3月には2014年世界水の日記念式典「水とエネルギーのつながり」が、10月には国連水と衛生に関する諮問委員会（UNSGAB）会合がそれぞれ東京で開催された。

1 グローバルな防災戦略について議論する国連主催の会議であり、第1回（1994年、横浜）、第2回（2005年、神戸）、第3回（2015年、仙台）ともに日本がホストした。第2回会議では2005年から2015年までの10年間の国際的な防災の取組指針である「兵庫行動枠組」が策定され、第3回国連防災世界会議では、その後継枠組み（ポスト兵庫行動枠組）が策定される予定

2 1990年代の万人のための教育（EFA：Education for All）に向けた取組は一定の成果をあげたものの、いまだに未就学児童や、日常的な読み書きや計算が十分にできない成人も多く存在しているとして、2000年4月にダカール（セネガル）で開催された「世界教育フォーラム」において採択された目標。就学前教育の拡大と改善、無償で良質な初等教育の保障、教育における男女平等などが掲げられている。

(2) 国際保健

人々の生命を脅かし、あらゆる社会・文化・経済的活動を阻害する保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会共通の課題である。日本は、世界で最も優れた健康長寿社会を達成しており、保健分野における日本の積極的な貢献に一層期待が高まっている。日本は、保健分野への支援を通じて、人々の健康の向上、健康の権利が保障された国際社会の構築を目指している。

このような理念の下、日本はこれまで多くの国や世界保健機関（WHO）、世界銀行（WB）、世界エイズ・結核・マラリア対策基金、Gavi ワクチンアライアンス、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）といった様々な援助機関と協力しながら、感染症や母子保健、栄養改善などの保健課題の克服に大きな成果をあげてきた。しかし、依然として年間約358.4万人が三大感染症³により死亡しているほか、630万人の5歳以下の乳幼児⁴や約29万人の妊産婦⁵の多くが予防・治療可能な原因で死亡しており、更なる取組の強化が急務である。また、経済発展に伴い、開発途上国においても、新たな保健課題として、非感染性疾患への対応が求められている。

このような中、日本は保健を国際協力の重要課題と位置付け、2013年5月に策定した国際保健外交戦略により、MDGs達成に向けた取組に加え、全ての人が基礎的保健医療サー



母親の子宮をイメージして作られたという新型の新生児用ベッドを視察する研修員（6月30日、高槻市・高槻病院 写真提供：今村健志郎/JICA）

ビスを受けられることを意味するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を推進している。UHCは、国内の保健医療サービスへのアクセスの格差を是正する役割を担い、多様化する保健課題に対し、開発途上国政府が自ら効果的な資源配分を行うことも可能にする。日本は、様々な国際会議などの機会を通じて世界各国とその経験を共有し、UHCの重要性を発信している。また、世界銀行やWHOなどとも協力しつつ、研修の実施などUHCに向けた支援に取り組んでいる。

また、エボラ出血熱や新型インフルエンザなどの新興・再興感染症による公衆衛生危機を未然に防ぐことは、安全保障の観点からも重要であり、各国における強靱な保健システムの構築やWHO国際保健規則の能力強化を促進するため、国際社会と連携しつつ進めている。

3 WHO Fact Sheet (<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs094/en/#>)、WHO Fact Sheet (http://www.who.int/tb/publications/factsheet_global.pdf?ua=1)、UNAIDS “Global Statistics” (<http://www.unaids.org/en/resources/campaigns/2014/2014gapreport/factsheet>) 2013年の死亡数

4 WHO Fact Sheet No. 178 (<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs178/en/>) 2013年の死亡数

5 WHO Fact Sheet No. 348 (<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs348/en/>) 2013年の死亡数

エボラ出血熱と闘う日本人たち ~西アフリカからの手記~

エボラ出血熱対策に携わる日本人専門家の派遣

私は2014年11月12日から12月24日までリベリアに派遣されエボラ出血熱流行の対応にあたった。世界保健機関（WHO）はこのような大規模な感染症流行の際に専門家を派遣するためのネットワークを2000年から運用している。今回は、このネットワークを通じて、WHOのリベリア事務所に設置されたエボラ対応チームに日本政府から派遣され、エボラ出血熱対応の支援を行った。



リベリア各地に派遣されているWHOのコーディネータと地域での流行への対応の協議
(12月2日、Margibi County)

対応チームでの役割としては、当初は主に地域レベルの対応の支援を行うというものであった。派遣されていた11月中旬から12月中旬は、リベリアでの感染者数は減少傾向にあったものの、依然として毎日新たな感染者が発生していた。特に首都のモンロビアでの感染拡大が続いており、モンロビアから飛び火する形で地方にもホットスポットと呼ばれる感染者の集積する場所が次々と発生している状況であった。派遣期間の前半は、主にこのようなホット

スポットのある地域の活動の支援を行っていた。また、感染制御・サーベイランス・社会動員など6つのチームに各国から40人程度の専門家が派遣されており、後半には、地域の活動の支援に加え、これら対応チーム全体の調整も行っていた。

エボラ出血熱は、本来それほど制御の困難な感染症ではないが、リベリアを含む3か国では保健医療基盤が脆弱であり、さらに国際社会の対応が遅れたことが、今回のような大規模な流行につながったと考えられている。地域規模化の進展と共にこのような感染症が国境を越えて伝播するリスクは確実に増加している。日本への波及を未然に防ぐという観点からも、このような流行への対応にも日本がより積極的な国際貢献をしていく必要がある。

東北大学大学院医学系研究科教授
押谷 仁

外務省職員の国連エボラ緊急対応ミッション（UNMEER）への派遣

エボラウィルスの共同発見者で、ロンドン大学公衆衛生大学院学長のピオット博士は、2014年11月の日本での講演で、この人道的危機を招いたのはWHOの能力欠如であると断じた。UNMEERを理解する鍵だ。UNMEERはWHOの技術的知見と他の国連機関のオペレーション能力を組み合わせで設立された。この能力は、技術的知見の上に危機を予測し対応する判断力も含むが、最前線にあった国境なき医師団が状況はコントロールできないと世界に警告を発した2014年6月、ようやくWHO指導部は実質的行動を開始した。

そして10月、国連で初めての保健ミッションであるUNMEERが国連事務総長のリーダーシップ

で立ち上がり、機動力に優れたWFP（世界食糧計画）が医療資材を調達するなど、各機関の強みを活かした活動が行われた。多くのWHO職員がUNMEERの旗の下に参集し、その活動は高く評価されている。

こうして12月には事態が沈静化に向かう中、私はUNMEER事務総長特別代表のシニア・アドバイザーに迎えられた。戦略的助言が私の任務である。感染国の将来の対応能力強化も見据え、ピオット博士の協力もいただき、医療データで国際的権威を誇る保健指標評価研究所（IHME）とUNMEERの共同プロ

ジェクトを立ち上げた。保健が国連の緊急課題となるのは、2000年のエイズ以来だ。その際はグローバルファンドという機関の設立につながった。国際社会はエボラ出血熱による高い犠牲を払い、二度とこのような事態を起こさないためにどうすべきかの回答も求められている。

UNMEER事務総長特別代表シニア・アドバイザー

小沼 士郎



小沼 UNMEER事務総長特別代表シニア・アドバイザー
（写真提供：Anthony Banbury）

エボラ出血熱の流行に対する日本の支援

財政支援	物的支援	人的支援
<ul style="list-style-type: none"> ●2015年3月10日、ギニア、リベリア、シエラレオネに対し、約1,458万米ドルの無償資金協力を実施することを決定 ●2014年12月9日、850万米ドルの緊急無償資金協力をWHOとWFP経由で実施 ●11月7日、最大1億米ドルの追加支援を発表（2015年2月3日、補正予算により、国連関係機関、世銀などへの1億米ドルの拠出及び割当を決定。） ●9月25日、4,000万米ドルの追加支援を発表。（10月、WHO、WFP、国際赤十字などに2,200万米ドルの支援決定。11月7日、国連エボラ対応マルチパートナー信託基金への拠出決定。） ●9月、ギニア・リベリアに対し、WFPへの拠出のうち、各々110万米ドル、70万米ドルをエボラ関連に充当 ●8月、150万米ドルの緊急無償資金協力をWHO、国際赤十字、UNICEFを通じ実施。 ●7月、シエラレオネに対し、WFP経由支援の対象を拡大（約5万7,000米ドル） ●5月、WHO拠出金として30万米ドルを拠出 ●4月、ギニアに対し、52万米ドルの緊急無償資金協力をUNICEF経由で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都の個人防護具（PPE）72万セットを供与（このうち2万セットは2014年12月、自衛隊機にてガーナへ輸送） ●11月、ギニア、シエラレオネ、ギニアへ医療資機材などを供与 ●10月、リベリア・シエラレオネに、救急車を含む車両計13台、医療用ベッド95台などを供与 ●8～9月、毛布・テントなどの緊急物資を3か国に対し、計約92万米ドル相当を供与 ●日本企業の開発した未承認薬を提供する用意があることを発表（既に他国において投薬の事例あり。現在、フランスの研究所とギニア政府がギニアで臨床試験中） ●エボラ出血熱の感染拡大防止を目的に、日本企業製のサーモグラフィー（人体に触れず体温測定が可能）を供与（ガーナ、コートジボワールなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ●2014年12月、医師免許を有する外務省職員を国連エボラ緊急対応ミッション（UNMEER）に2015年3月まで派遣 ●10月、米アフリカ軍（AFRICOM）にドイツに自衛官1人を連絡員として派遣。3月10日現在、2人を派遣中 ●5月以降、延べ17人の日本人専門家がWHOミッションに参加。3月18日現在、リベリアに1人、シエラレオネに1人を派遣
<p>支援総額 約1億7,300万米ドル</p>		

(3) 環境問題・気候変動**ア 地球環境問題・持続可能な開発**

日本は、多数国間環境条約や各種フォーラムなどを通じ、資源の枯渇や自然環境の破壊に対処し、持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。9月には、第3回小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議がサモアで開催され、気候変動を始めとする環境問題による影響を受けやすいSIDS諸国における持続可能な開発について議論が交わされた。11月には、愛知県・名古屋市や岡山市において、日本政府と国連教育科学文化機関（UNESCO）が共催して持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議を開催した。また、2012年の国連持続可能な開発会議（リオ+20）で国連環境計画（UNEP）の強化について合意されたことを受け、6月、第1回国連環境総会（UNEA）がケニアで開催され、閣僚級成果文書や環境分野の様々な課題に関する決議が採択された。

(ア) 生物多様性

10月には、平昌（^{ピョンチャン}韓国）で生物多様性条約の第12回締約国会議（COP12）が開催され、2010年に名古屋で開催されたCOP10で採択された愛知目標の実現状況に関する中間評価が行われるとともに、開発途上国における生物多様性保全のための国際的資金量を2倍にすることが合意された。また、名古屋議定書が50か国の批准を得て発効したことを受け、同議定書の第1回締約国会合が並行して開催された。

近年、ゾウやサイを始めとする野生の動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の1つとなっているとして注目されている。このような生物多様性への脅威に国際的

に対処するため、2月、野生動植物違法取引に関する首脳・閣僚級国際会議がロンドンで開催され、違法取引の撲滅に関するイニシアティブを含む政治宣言を採択した。

(イ) 森林

森林の減少・劣化は、持続可能な開発、気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全を始めとする地球規模の課題と密接に関連している。2月の国連森林フォーラム（UNFF）専門家会合、11月の国際熱帯木材機関（ITTO）第50回理事会などにおいて、持続可能な森林経営に向けた世界規模の取組に関する議論が行われた。日本は、横浜に本部を置くITTOのホスト国として引き続き支援を行うとともに、こうした議論に積極的に貢献した。

(ウ) 有害化学物質・有害廃棄物の国際管理

2013年10月に日本において採択された水銀に関する水俣条約に関し、11月、政府間交渉委員会（INC）第6回会合がバンコク（タイ）で開催され、同条約の発効を見据えた今後の作業などに関し議論が行われた。

また、同月、オゾン層の保護のためのウィーン条約第10回締約国会議及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第26回締約国会合がパリ（フランス）で開催され、開発途上国支援のための多数国間基金の資金規模が決定されるとともに、オゾン層を破壊しないが温室効果の高いハイドロフルオロカーボン（HFC）の扱いについて、今後も検討を続けていくこととなった。

(エ) 海洋環境

廃棄物の海洋投棄等を規制するロンドン議

定書の第9回締約国会議では、新たに規制対象となった鉄の散布（例：二酸化炭素吸収や漁場造成等のため散布）等による海洋肥沃化等の海洋環境への影響を評価する専門家の選定手続等の議論がなされた。

また、日本海及び黄海の環境保全のため、日本・中国・韓国・ロシアが協力する北西太平洋地域海行動計画について、4月にソウル（韓国）で政府間特別会合、10月にモスクワ（ロシア）で第19回政府間会合を開催した。

1 気候変動

（ア）概観

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するためには、世界全体での取組が不可欠である。1997年の国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）では、先進国に対し温室効果ガス排出削減義務が課された。しかし、この枠組みには米国が参加せず、新興国や開発途上国が削減義務を負っていないため、2010年のCOP16で先進国と開発途上国の双方の削減目標や行動を位置付ける「カンクン合意」が採択された。2011年のCOP17では、将来の国際枠組みに関するプロセスとして「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、2015年末までに全ての国が参加する新たな法的枠組みに合意し、2020年から発効させるとの道筋に合意した。その合意に基づき、現在交渉が進められている。

2014年は毎年行われているCOPに加え、9月に国連気候サミットが各国首脳の出席の下、国連本部（ニューヨーク（米国））で開催され、気候変動交渉における政治的モメンタムを高めるものとなった。12月にリマ（ペルー）で開催されたCOP20では、当初の日程を2日間延長して厳しい交渉が行われた結果、「気候行動のためのリマ声明」（Lima

Call for Climate Action）が採択されるなど、今後の議論の前進につながる成果が得られた。

日本は様々な取組によってこうした国際交渉に積極的に貢献している。「第3回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」（城内外務副大臣議長）や島嶼国との気候変動に関する政策対話の開催、緑の気候基金（GCF）への拠出に関する日米共同発表、二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の推進は、その一例である。

（イ）国連気候サミット

安倍総理大臣は国連気候サミットにおいて、気候変動分野での1万4,000人の人材育成と、気候変動による悪影響を減らすための取組を計画策定から実施段階まで包括的に支援する「適応イニシアチブ」を含む新たな開発途上国支援策を発表した。適応イニシアチブは、特に島嶼国と防災分野の支援を重視している。また2013年度に発表した2013年から2015年の3年間で官民合わせて計1兆6,000億円（約160億米ドル相当）の開発途上国支援の約束を、1年半余りで達成したことを発表した。

（ウ）緑の気候基金（GCF）への拠出

GCFは、開発途上国による気候変動対策を支援するため、国連気候変動枠組条約に基づく資金供与の制度の運営を委託された多国間基金である。2010年のCOP16で設立が決定され、2011年のCOP17で委託機関として指定された。安倍総理大臣は、2014年11月のG20ブリスベン・サミットで、国会の承認が得られれば最大15億米ドルをGCFに対し拠出する考えを表明した。日本の拠出表明額は米国に次ぐ第2位である。

(エ) 国連気候変動枠組条約第20回締結国会議 (COP20)

〈COP20 (12月1日～14日) の概要〉

日本は、望月環境大臣を代表団長として交渉に臨んだ。COP20では、2020年以降の新たな枠組みの構築に向けて、各国が約束草案(削減目標)を提出する際に示す事前情報などを定めるCOP決定が採択された。望月環境大臣は、COP20議長国ペルー、COP21議長国フランス、EU、英国、中国など7つの国・地域の閣僚及び潘基文^{パンギムン}国連事務総長など国際機関の長と会談を行い、新たな枠組みの構築に向けて協調していくことの重要性を確認した。

〈望月環境大臣演説〉

ハイレベル・セグメントにおいて演説した望月環境大臣は、温室効果ガス排出量を「2050年までに世界全体で50%減、先進国全体で80%減」という目標を改めて掲げるとともに、日本ができるだけ早期の約束草案提出を目指すこと、日本の技術を活用した世界全体の排出削減への貢献、開発途上国の緩和行動及び適応に関する支援、資金支援などを進めていくことに言及した。

〈二国間オフセット・クレジット制度 (JCM) 署名国会合〉

JCMは、温室効果ガス削減につながる技術・製品・システム・サービス・インフラなどの開発途上国への提供などを通じた、開発途上国での温室効果ガスの排出削減・吸収へ



COP20のハイレベル・セグメントで演説を行う望月環境大臣 (12月9日、ペルー・リマ)

の日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する仕組みである。2013年12月時点で9か国であったJCM署名国は2014年12月時点で12か国に増加した。COP20では、JCMに署名した12か国が一堂に会する「JCM署名国会合」を開催し、JCMの進捗の歓迎と更なる進展に向けて共同声明を発表した。

(オ) 地域間の取組

2月には、先進国と開発途上国の気候変動交渉官を集めて「第12回「気候変動に関する更なる行動」に関する非公式会合」を東京で開催した。7月には、気候変動交渉において発言力のある島嶼国の政府・国際機関関係者を東京に集め「島嶼国向け気候変動政策対話」を開催した。また、10月にアジア諸国の政策担当者を横浜に招いて城内外務副大臣を議長とする主催の下「第3回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を実施した。

(4) 北極・南極

ア 北極

(ア) 北極における状況変化と日本の考え方

地球温暖化による北極圏の環境変化(海水、永久凍土、氷床・氷河の融解)は、国際社会に、北極海航路の利活用や資源開発と

いった新たな可能性と同時に、温暖化の加速化や脆弱な自然環境に与える影響などの様々な課題をもたらしている。

こうした可能性と課題に対しては、広範な国際的協力の下、北極圏の環境変化の実態と

地球環境全体への影響を科学的に解明し、変化を正確に予測し、対応策を導き出すとともに、北極圏の適切な経済的利用のあり方について国際的な共通理解を打ち立てる必要がある。その前提として、北極圏において法の支配に基づく対応が確保されることが不可欠である。日本は、この認識に基づき、北極の観測・研究に関する長年の蓄積と先端科学技術を活かして、北極をめぐる国際的な議論に積極的に関与していく。

（イ）北極評議会等への積極的な参加

日本は2013年5月に正式に北極圏国を中心とした多国間の政治的協議枠組である北極評議会（AC）¹のオブザーバー資格を取得した。これを受け、北極高級実務者（SAO）会合、作業部会及びタスクフォース等の関連会合に政府関係者や研究者を派遣し、議論に一層積極的に参加することを通じ、ACの活動に貢献している。

また、こうした日本の北極への取組を積極的に発信する観点から、北極に関する国際会議（北極フロンティア（2014年1月、於：ノルウェー）、北極サークル（2014年10月、於：アイスランド））などに参加したほか、北極圏国を含む関係諸国との間で北極に関する意見交換を行っている。

1 南極

（ア）南極条約

1959年に採択された南極条約は、基本原則として、①南極の平和利用、②科学的調査の自由と国際協力、③領土主権・請求権の凍



北極海観測を行う砕氷船（写真提供：国立極地研究所）

結を定めている。

（イ）南極条約協議国会議と南極の環境保護

毎年開催される協議国会議では、南極の環境保護、南極観測、南極条約事務局の運営、南極観光などに関する議論を行っている。特に近年は、年間観光活動が南極の環境に与える影響や南極地域における適切な観光の管理について、活発な議論が行われている。

また、「環境保護に関する南極条約議定書」などに従い、南極の環境保護が推進されている。

（ウ）日本の南極観測

日本の南極観測では、南極地域観測第Ⅷ期6か年計画（2010年-2015年）に基づき、現在ならびに過去、未来の地球システムに南極域が果たす役割と影響の解明に取り組み、特に「地球温暖化」の実態やメカニズムの解明を目指し、長期にわたり継続的に実施する観測に加え、大型大気レーダーを始めとした各種研究観測を実施している。

¹ 北極評議会（AC）は、北極圏国8か国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国）をメンバーとして、1996年に設立された政府間のハイレベルの合議体である。ACは北極圏に関係する共通の課題（持続可能な開発、環境保護など）に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏諸国間の協力・調和・交流の促進を目的としている。

3 科学技術外交

「科学技術外交」の推進に当たっては、優れた日本の科学技術力を活かすとともに、新興国の影響力の増大といった国際社会の動向も踏まえながら、様々な取組を進めている。特に、2014年7月から岸田外務大臣の下に

「科学技術外交のあり方に関する有識者懇談会」¹を設置し、科学技術外交の一層の推進に向けた具体的方策について有識者の間で議論を行っている。

(1) 科学技術・イノベーションを促進するための二国間又は多国間の協力

二国間の協力については、2014年には、米国、インド、英国、スイスなど6か国²との間でそれぞれ科学技術協力協定³に基づく合同委員会を開催し、協力の現状、今後の協力の方向性などについて協議した。

多国間における協力については、例えば、熱核融合実験炉を建設・運用する「イーター（ITER）計画」を始め、大規模国際科学技術プロジェクトにも積極的に関わっている。

(2) 地球規模の課題の解決に向けた科学技術の活用

科学技術を活用して国際社会が抱える諸課題に対応していくことも、科学技術外交の重要な柱の1つである。環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症対策などの分野で、日本と開発途上国の大学や研究機関などが共同で行う地球規模の課題の解決に資する研究な

どを、ODA（地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS））⁴を活用して支援している。例えば、ザンビアでは、高田礼人北海道大学教授ほかザンビア大学の研究者とともにエボラウイルスなどの感染経路の解明や診断法の開発に取り組んでいる。

(3) 科学技術協力を通じた二国間関係の増進

科学技術分野における協力関係の強化は、日本と相手国の双方に恩恵をもたらし、二国間関係に厚みを与えている。国によって科学技術事情は大きく異なるため、日本の強みと相手国の必要性を勘案して効果的に進めることが重要である。例えば、7月の第14回日米

科学技術協力合同実務級委員会の際には、政府間会合に続き、産学の有識者が参画する第2回日米科学技術オープンフォーラムを日本で開催し、科学的知見と意思決定やイノベーション人材育成といったテーマの下で議論した。また、上述のODAと連携した国際共同

1 白石隆政策研究大学院大学長（座長）、岩永勝独立行政法人国際農林水産業研究センター理事長、金子将史政策シンクタンクPHP総研国際戦略研究センター長兼首席研究員、角南篤政策研究大学院大学教授・学長補佐、長谷川真理子総合研究大学院大学理事・副学長、細谷雄一慶應義塾大学法学部教授、山下光彦日産自動車株式会社取締役・上級技術顧問により構成

2 米国、スペイン、インド、英国、ポーランド、スイス

3 日本は、32の科学技術協力協定を署名又は締結しており、47か国・機関に適用されている。

4 開発途上国のニーズを踏まえ、外務省、文部科学省、JICA、科学技術振興機構（JST）が連携し、日本と開発途上国の大学・研究機関などが環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症対策などの分野で行う共同研究や能力向上支援を行う。

研究の推進は、開発途上国との二国間関係の増進にも貢献している。

(4) 科学技術立国としてのソフトパワーの発信

日本の優れた科学技術は、文化と共に、対日理解の促進や対日イメージの向上に資する。2014年には、クロスカップリング反応⁵や材料工学分野の著名な日本人科学者などを欧州、北米、アジア11か国⁶に派遣し、研究者間のネットワーク構築に加え、先端的な研究の紹介によるパブリック・ディプロマシーを推進した。



鈴木章北海道大学名誉教授（2010年ノーベル化学賞受賞）による講演会の様子（photo by Owen Egan, courtesy McGill University）

5 異なる構造をもつ2つの分子を結合させて1つの分子にする化学反応。鈴木北海道大学名誉教授は、パラジウム触媒を使用した炭素どうしの「鈴木カップリング」を編み出し、2010年にノーベル化学賞を受賞。「鈴木カップリング」は、胃薬や農薬、液晶画面からLEDライトに至るまで幅広く社会に貢献している。鈴木教授が同技術の特許を取得しなかったことがこの技術の普及を促し、応用製品が多数実用化された。

6 ドイツ、英国、アイルランド、カナダ、リトアニア、エストニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スリランカ